

令和3年度茨城県子育て支援員研修 実施要項

1 目的

「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、小規模保育、家庭的保育等の地域型保育や、地域子ども・子育て支援事業等の担い手となる人材の確保が求められています。

このため本研修は、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方に対し、必要な知識や技能等を修得した「子育て支援員」を養成することを目的としています。

2 実施主体

茨城県（株式会社東京リーガルマインドが、茨城県から委託を受けて実施します。）

3 対象者

以下の（１）～（４）にあてはまる方（ただし、（２）、（３）はいずれかに該当する方）を受講対象とします。

- （１）茨城県内に在住、在勤又は在学の方。
- （２）地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、茨城県内において、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方、又は従事している方。
- （３）茨城県内における認可外の居宅訪問型保育事業又は家庭的保育事業に従事又は従事予定者であって、「都道府県が行う保育に従事する者に関する研修」として、地域保育コースの「地域型保育」の受講を希望する方。
- （４）本研修は、茨城県における保育の担い手確保を目的として実施するものであることから、次の①②に該当する方を受講対象とします。

- ① 茨城県福祉人材センター（社会福祉法人茨城県社会福祉協議会無料職業紹介所）及び、いばらき保育人材バンク*1（茨城県からマンパワーグループ株式会社へ委託している事業）に登録することを承諾する方。

*1 保育人材バンクに登録すると、以下の支援が受けられます。

- ・保育士資格をお持ちで就業していない方→保育施設への就業あっ旋
- ・保育士資格がなく就業していない方→保育施設への就業あっ旋、保育士資格取得支援
- ・保育士資格がなく就業している方→保育士資格取得支援

- ② 研修受講者の個人情報及び受講科目の修了状況について、茨城県内市町村が情報を共有すること、並びに本研修修了後に実施する「令和3年度茨城県子育て支援員研修受講者現況調査*2」に協力をすることを承諾する方。

*2 令和3年度茨城県子育て支援員研修受講者現況調査は、令和4年12月頃実施予定です。

4 事業専用ホームページ

下記の事業専用ホームページにて、事業の周知や緊急のお知らせを致します。

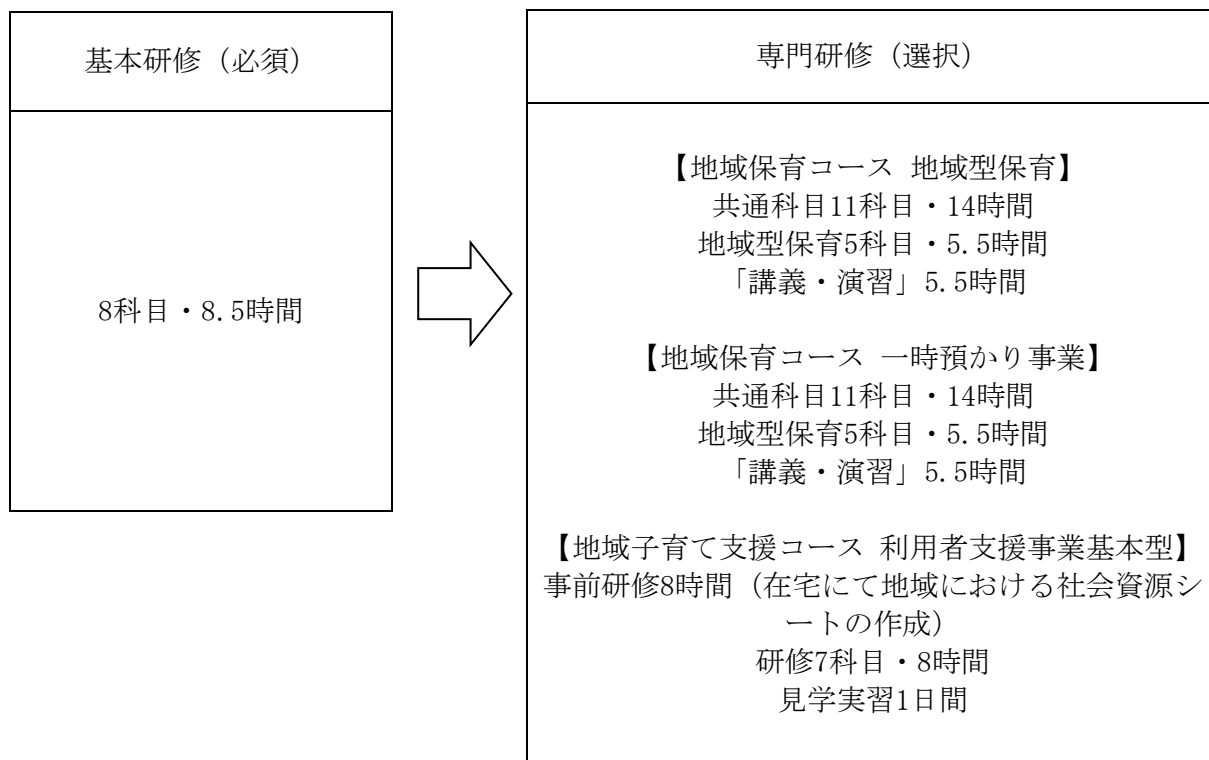
<https://public.lec-jp.com/kosodate-ibaraki/>

5 研修内容

本募集にかかる子育て支援員研修のコースと内容は以下のとおりです。

<p>基本研修</p>	<p>基本研修は、下記の専門研修を受講するために、受講が必須になります。但し、要件に該当する資格を持っている、既に受講したという方は、受講申込書で申請していただくことにより受講免除が可能です。詳細は、本書11 受講免除の『※基本研修の受講免除希望』をご覧ください。</p>
<p>専門研修 地域保育コース 地域型保育</p>	<p>「子ども・子育て支援新制度」によって地域型保育として位置づけられた小規模保育、家庭的保育（保育ママ）、事業所内保育の保育従事者として勤務する方向けのコースです。</p>
<p>専門研修 地域保育コース 一時預かり事業</p>	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難になった子どもについて、保育施設等において一時的に預かり、必要な保育を行います。この事業所に勤務する方向けのコースです。</p>
<p>専門研修 地域子育て支援コース 利用者支援事業基本型</p>	<p>子育てひろばや子ども家庭支援センターで、子育て家庭のニーズを把握し、様々な子育てに関する情報提供や利用者の相談に応じます。また地域の関係機関との連携や協働の体制づくりを行う方向けのコースです。本コースのみ受講資格があります。本書9 受講申込及び郵送先【留意事項】②をご覧ください。</p>

また研修の体系と時間数は以下のとおりです。



6 募集定員

- ・【県南クール】定員150名（内訳：地域型保育100名＋一時預かり50名）
 - ・【県央第1クール】定員130名（内訳：地域型保育80名＋一時預かり50名）
 - ・【県央第2クール】定員80名（内訳：地域型保育60名＋利用者支援事業基本型20名）
- ※詳細は、添付の別紙1：令和3年度茨城県子育て支援員研修 研修スケジュール表をご覧ください。

7 参加費

- (1) 研修の参加費用は無料です。
- (2) 教材費は無料です。
- (3) 会場への往復の交通費（駐車場代が発生する時は駐車場代も含む）及び昼食代等は自己負担です。

8 研修日時及び開催会場

添付の令和3年度茨城県子育て支援員研修スケジュール表（別紙1）を参照してください。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い、会場や日程等に変更が生じる場合があります。

9 受講申込及び郵送先

- (1) 受講できるコースは一つのみです。
- (2) 子育て支援員研修は、基本研修を受けてから、専門研修を受講することができます。今年度初めて子育て支援員研修を受講される方、及び基本研修一部科目修了者は、必ず基本研修の申し込みをしてください。※基本研修免除希望者は次頁（11 受講免除）を参照してください。
- (3) **基本研修及び専門研修は、同一クールでの受講とします。**
- (4) 受講を希望する方は、**受講申込書《様式1》**に必要事項を記入のうえ、必要な添付書類を加え、下記郵送先に、**7月20日（火）までに**郵送してください。
- (5) 受講申込書等は、事業専用ホームページからダウンロードしてご使用ください。

<https://public.lec-jp.com/kosodate-ibaraki/>

【留意事項】

- ① 専門研修の受講については、基本研修の修了が条件です。
- ② 「利用者支援事業基本型」を受講される方は、相談及びコーディネーター等の業務内容を必須とする市町長が認めた業務（例：地域子育て支援拠点事業、保育所における主任保育士業務）に1年以上の実務経験を有していることが条件です。勤務先で「実務経験証明書《様式2》（1年以上の実務経験及び業務内容が記載されている）」を発行してもらい提出してください。また、事前・事後学習（課題提出及び見学実習）があります。
- ③ 受講に際して、15分以上の遅刻・早退・離席があった場合は原則としてその科目は欠席扱いになります。
※公共交通機関の遅延等による遅刻の場合は、遅延証明書を研修受付に提出してください。
その場合でも研修講義の1/2以上（例：基本研修は各科目60分のため、30分以上）講義を受講していない場合、その科目は欠席扱いになります。
- ④ 研修会場までの公共交通機関での乗降場所や近隣の駐車場等については、各自で調べてください。
- ⑤ 台風や公共交通機関の遅延等により、研修時刻の変更又は日程の振り替え等を行うことがあることを予めご了承ください。

1 0 受講申込締め切り

令和3年7月20日（火） 郵送必着

1 1 受講免除

※基本研修の受講免除希望

以下に掲げる資格をお持ちの方は、基本研修の免除が可能です。基本研修免除希望者は、免除対象となる資格証の写し、または基本研修修了証明書の写しが必要です。氏名変更がある場合は戸籍抄本の写しを提出してください。

① 保育士

② 社会福祉士

③ 幼稚園教諭、看護師、保健師の資格をお持ちの方で日々子どもと関わる業務（保育所、幼稚園認定こども園、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど）に携わっている方。

・資格証の写しに加え、子どもと関わる業務に携わっていることの証明書類（社員証の写し、在勤証明書等）

④ 子育て支援員研修（基本研修）修了者

※一部科目受講済みによる受講免除希望

茨城県及び他の都道府県等で実施している「子育て支援員研修」において、基本研修及び専門研修の一部科目を修了している方は、一部科目修了証書の写しを添付することにより、修了している科目についての受講の免除が可能です。

1 2 見学実習

(1) 地域保育コース（地域型保育・一時預かり事業）の見学実習について、令和3年度は「講義・演習」にて代替し、見学実習は行いません。利用者支援事業基本型においては、見学実習は必須になります。

(2) 既に保育所又は子育て広場等に勤務している方についても、見学実習は必須です。その場合、従事している法人（事業所）とは別の法人（事業所）等で実施していただきます。

1 3 受講者の決定

受講申込者が定員を超過した場合、就業状況及び受講動機等を勘案した上で受講者を決定することを予めご了承ください。

受講決定通知書の送付は、各クール初日の10日前～2週間前頃を予定しています。

1 4 修了証書の発行

茨城県（知事）が子育て支援員研修の修了を認定し、修了証書を発行します。なお、修了証書は株式会社東京リーガルマインドから受講申込書に記載された修了者の自宅住所に郵送いたします。

1 5 個人情報の取り扱い

受講申込書に記載された個人情報については、適正な管理を行い、本事業の運営以外の目的に利用することはありません。なお、本実施要項「3対象者」に記載のとおり、未就業者については、茨城県福祉人材センター及びいばらき保育人材バンクへの登録を行うとともに、全ての研修受講者の個人情報及び受講科目の修了状況について、茨城県を通じて市町村が情報共有いたします。

1 6 注意事項

- (1) 「子育て支援員*3」とは研修を修了し、子育て支援分野で働く際に必要な知識や技能を身につけていると認められる方のことです。*3国家資格ではありません
- (2) 受講申込書の記載内容に関して確認の連絡をする場合があります。申込受付期間中に連絡が取れない場合は受け付けができないことがあります。
- (3) 申込期限までに必要書類の提出がない場合は、受け付けできないことがあります。
- (4) 市町村によっては、本研修の対象となる事業が行われていない場合がありますので各自で確認してください。
- (5) 受講するコースによって、従事できる事業や内容が異なりますのでご注意ください。
- (6) 本研修は、あくまでも受講者を「子育て支援員」として認定するものであり、修了後の雇用先を紹介及び保証するものではありません。
- (7) 本研修全ての過程において、講義及びレポート等の作成は日本語で行います。
- (8) 申込書は、受講する本人が記入してください。住所や生年月日に間違いがあると修了証書の配送間違いや再発行が発生し、修了者にご迷惑をかけることがございます。また、申込書の記入内容が事実と異なる場合、受講及び修了の認定が取消となる場合があります。
- (9) 新型コロナウイルス感染症対策については、受講決定通知において具体的な感染防止の指示・依頼を行いますので、それに従ってください。

1 7 その他

令和3年度に茨城県が実施する「いばらき保育人材バンク事業」については、
茨城県保健福祉部子ども政策局 子ども未来課保育担当 TEL：029-301-3243
に問い合わせてください。

1 8 本研修についての問い合わせ先

株式会社東京リーガルマインド新規事業本部内
茨城県子育て支援員研修事務局 担当：安慶名（あげな） 桑山
TEL：03-5913-6225（平日：月曜日～金曜日・祝日を除く 9:00～17:00）

mi-arena@lec-jp.com

※お問い合わせの際は、必ず「茨城県子育て支援員研修の件」とお伝えください。